

【公認心理師の受験資格の特例に関する注意事項】

公認心理師受験資格の特例においては、いわゆるFルートとして、「施行前に、4年制大学において省令に定める科目を履修(又は履修中)した者で省令に定める期間(2年以上とされている)の実務経験」ある者は受験できるようになっています。

しかし、この実務経験は法第7条第2号の省令で定める施設において同省令で定める期間の実務経験であり、すなわち、文部科学省及び厚生労働省が認めるプログラムを設けた施設においての実務経験であることが必要です。

現時点では、そのようなプログラムを設けた施設はまだありませんので、実質的にはこのいわゆるFルートによる受験者は存在していないことになります。

従いまして、第1回の国家試験の受験をいわゆるFルートによってすることはできないこととなりますのでいわゆるFルートによる受験をお考えの方はご注意ください。

公認心理師の資格取得方法について

公認心理師資格（登録）

公認心理師試験

A

B

C

D

E

F

G

大学院において
省令で定める
科目を履修

省令で定める
期間
の実務経験

第1号及
び第2号
と同等以上
の知識
及び技能
を有する
と認定され
た者

施行前に大学院
において省令で
定める科目を履修
(又は履修中)

施行後に大学院
において省令で
定める科目を履修

省令で定める
期間
の実務経験

講習の受講

4年制大学において
省令で定める
科目を履修

4年制大学において
省令で定める科目
を履修

施行前に、4年制大学において
省令で定める科目を履修
(又は履修中)

実務経験5年

第7条第1号※

第7条第2号※

第7条第3号

経過措置
(附則第2条第1項
第1号及び第2号)

経過措置※
(附則第2条第1項第3号及び第4号)

経過措置※
(附則第2条第2項)

※該当条文に基づく受験資格取得者に「準ずるもの」を省令で定めることとされている。